

東証市場における売買に関するコンティンジェンシー・プランの改正について

平成21年11月30日
株式会社東京証券取引所

1. 趣旨

東証市場における売買に関するコンティンジェンシー・プランは、取引機会の確保と価格形成のバランス等を配慮したうえで、システム障害や社会インフラ障害時の東証市場における売買の取扱い及びその対応策を明示しております。

当該コンティンジェンシー・プランについては、「西暦2000年問題」への対応として平成11年に策定されて以降、証券市場をめぐる環境変化等を踏まえた所要の見直しを経て、現行の当該コンティンジェンシー・プランが策定されております。

この度、来年1月4日に稼働を予定している arrowhead（現物取引の売買に係る次世代システム）の特徴等を踏まえ、コンティンジェンシー・プランの一部改正を行うこととし、改正の概要を以下のとおりまとめました。

2. 改正の概要

項目	改正の内容	備考
1. 当取引所各売買システムに障害が発生した場合（媒介系）	<ul style="list-style-type: none"> ・ arrowhead では、障害が発生したグループ単位での売買停止処理が可能となることから、売買停止の種別として、新たに障害発生単位での売買停止（以下「部分市場停止」と言います。）を追加します。 ・ 株券等の複数の銘柄に係る障害が発生し、当該銘柄に係る時価総額が、市場全体の概ね2割超となった場合、arrowhead において取引が行われる有価証券の売買を停止します。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 障害が発生している銘柄が属するマルチキャストグループ又は売買取引サーバ単位で売買停止を行う場合があります。 ・ 一定程度以上の時価総額を有する銘柄に係る障害が発生した場合、他の銘柄の価格形成に与える影響等は甚大であると考えられます。
2. 相場報道システムに障害が発生した場合	<ul style="list-style-type: none"> ・ FLEX Standard に係る障害が発生した場合について、売買停止の対象とします。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ FLEX Full 及び Light に係る障害については、売買停止の対象外とします。

項目	改正の内容	備考
	<ul style="list-style-type: none"> ・情報配信機能の障害によって売買立会による売買での価格との適正な価格チェックが行えない状況となった場合、株券等に係る ToSTNeT 取引のみ売買停止を行います。 ・売買停止の種別として、新たに「部分市場停止」を追加します。 ・株券等の複数の銘柄に係る障害が発生し、当該銘柄に係る時価総額が、市場全体の概ね 2 割超となった場合、arrowhead において取引が行われる有価証券の売買を停止します。 	<ul style="list-style-type: none"> ・立会市場における直近価格が取得できないため、適正な価格チェックが行われないと考えられます。 ・障害が発生している銘柄が属するマルチキャストグループ単位での売買停止を行う場合があります。 ・一定程度以上の時価総額を有する銘柄に係る障害が発生した場合、他の銘柄の価格形成に与える影響等は甚大であると考えられます。
3. 当取引所各売買システム又は清算機関のシステムの処理能力を超過するおそれがある場合	<ul style="list-style-type: none"> ・arrowhead に係る売買停止の種別として、新たに「個別の売買取引サーバ等の処理能力の 9 割を超過するおそれがある場合」を追加します。 	<ul style="list-style-type: none"> ・原則として、当該売買取引サーバにおいて処理されている有価証券が売買停止の対象となります。 ・現行では、売買システムの処理能力の 9 割を超過するおそれがある場合には、当該売買システムにおいて取引が行われるすべての有価証券について売買停止を行います。
4. その他 (形式的な文言修正)	<ul style="list-style-type: none"> ・「株式売買システム又はCBシステム」を「arrowhead」に変更します。 ・「取引参加者端末サーバ番号等」を削除します。 	<ul style="list-style-type: none"> ・現行の「株式・CB売買システム 障害端末番号申告書」に

項目	改正の内容	備考
		についても変更のうえ、ご通知します。

3. 実施時期

平成22年1月4日から、上記の見直し後のコンティンジェンシー・プランを適用します。

以上

東証市場における売買に関するコンティンジェンシー・プラン

平成11年7月19日制定

平成16年3月16日改正

平成19年4月1日改正

平成20年1月15日改正

平成20年6月16日改正

平成22年1月4日改正

当取引所各システム及び関連する他のシステムにおける障害の発生等により、当取引所における有価証券等の売買を継続することができない又は継続することが適当でないと判断される状況が発生した場合に備え、以下のとおり、「東証市場における売買に関するコンティンジェンシー・プラン」を定める。

当該プランは、システム障害に限らず、地震・風水害、テロ及び電力・通信網をはじめとする社会インフラの停止等、原因となる事象を問わず当取引所の有価証券等の売買を継続することができない又は継続することが適当でないと判断される状況が発生した場合において適用する。

○ 基本的な考え方

我が国証券市場のセントラル・マーケットとしての当取引所の役割はますます重要となっており、それに伴い当取引所市場の売買停止が国内外に与える影響も大きくなっている。一方で、市場における価格形成の公正性・信頼性の確保も、当取引所が果たすべき重要な機能であることから、当取引所市場の売買については、取引機会の確保と価格形成のバランス等に配慮した対応を採るものとする。

○ 具体的な対応策・考え方

想定されるケース	当取引所の対応	考え方	根拠規定
I. 当取引所各売買システムに障害が発生した場合	1. 媒介系 ① 株券及び転換社債型新株予約権付社債（CB）等 ・ 障害発生により、売買継続が困難な銘柄について売買を停止する。	・ 人手での対応は事実上不可能。	・ 業務規程第29条第4号等

想定されるケース	当取引所の対応	考え方	根拠規定
	<ul style="list-style-type: none"> ・ 株券等については、売買継続が困難な銘柄の時価総額の合計が市場全体の概ね2割超となった場合には、現物取引の売買に係る売買システム（以下「arrowhead」という。）において取引が行われる有価証券の売買を停止する。 ② 先物・オプション取引 ・ 障害発生により、売買継続が困難な銘柄について売買を停止する。 2. 発注系 ① 株券及び転換社債型新株予約権付社債（CB）等 【株券等】 ・ 売買に参加できない取引参加者の過去の売買代金シェアが概ね2割超となった場合には、arrowheadにおいて取引が行われる有価証券の売買を停止する。 ・ また、売買代金シェア2割超の取引参加者が売買に参加できないおそれがある場合には、売買を停止したうえで障害発生状況の確認を行った後、売買停止継続か、売買再開の決定を行うなどの対応を採ることとする。 ・ なお、当取引所各システムに障害が発生した結果、取引参加者の特定部門のみが売買に参加できない状況となった場合においては、所定の様式によって売買に参加できないシステム間接続サーバ番号（以下「サーバ番号」とする。）を当取引所に申告した場合に限り、申告されたサーバ番号別の過去の売買代金シェアの合計値を当該取引参加者の売買代金シェアとする。 ・ ただし、ToSTNeT取引については、注文発注の可能な取引参加者が存在する限り、取引を続行するものとする。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 一定程度以上の時価総額を有する銘柄に係る障害が市場の価格形成に与える影響は甚大であると考えられることから売買を停止する。 ・ 障害発生時における顧客の再委託等の実務面を考慮すると、短時間での処理は困難であり、一定程度以上の市場シェアを有する取引参加者に係る障害が市場の流動性に与える影響は甚大であると考えられることから売買を停止する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 国債証券先物取引に関する業務規程及び受託契約準則の特例第12条第2号等 ・ 業務規程第29条第4号等

想定されるケース	当取引所の対応	考え方	根拠規定
	<p>【転換社債型新株予約権付社債（CB）等】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 売買に参加できない取引参加者の過去の売買高シェア等を鑑みたうえで、arrowhead において取引が行われる有価証券の売買を停止する。 ・ ただし、ToSTNeT 取引については、注文発注の可能な取引参加者が存在する限り、取引を続行するものとする。 <p>② 先物・オプション取引</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 当取引所先物・オプション売買システムの稼働に支障が生じ、先物・オプションの売買に参加できない取引参加者（端末等）の過去の売買高シェアが概ね2割超となった場合には、当取引所は当該先物・オプションの売買を停止する。 ・ また、売買高シェア2割超の取引参加者（端末等）が先物・オプションの売買に参加できないおそれがある場合には、当該先物・オプションの売買を停止したうえで障害発生状況の確認を行った後、売買停止継続か、売買再開の決定を行うなどの対応を採ることとする。 ・ ただし、有価証券オプション取引や指数オプション取引等については、売買に参加できない取引参加者の数及び当該取引参加者の過去の売買高シェア、障害の発生状況等を総合的に勘案して、当該先物・オプションの売買を停止する。 ・ なお、ToSTNeT 取引については、注文発注の可能な取引参加者が存在する限り、取引を続行するものとする。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 取引の現状を鑑み、当取引所が必要と認めた場合に売買を停止するものとする。 ・ 障害発生時における他取引参加者への委託等は制度・実務面（既存建玉の処理、口座開設の問題等）を考慮すると困難であり、一定程度以上の市場シェアを有する取引参加者に係る障害が市場の流動性に与える影響は甚大であると考えられることから売買を停止する。 ・ 取引の現状を鑑み、当取引所が必要と認めた場合に売買を停止するものとする。 ・ 普通債（SB）についても、同様の取扱いとする。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 国債証券先物取引に関する業務規程及び受託契約準則の特例第12条第2号等
<p>II. 相場報道システムに障害が発生した場合</p>	<p>1. 株券及び転換社債型新株予約権付社債（CB）等</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 全面ダウン又は一般気配情報が配信されない場合等、市場の価格形成を歪めるおそれがある障害が発生した場合には売買を停止する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ arrowhead の情報配信機能に障害が発生した場合など市場情報が十分に伝達されない中で投資が行われると市場の価 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 業務規程第29条第3号等

想定されるケース	当取引所の対応	考え方	根拠規定
	<ul style="list-style-type: none"> ・株券等については、情報配信が困難な銘柄の時価総額の合計が市場全体の概ね2割超となった場合には、arrowheadにおいて取引が行われる有価証券の売買を停止する。 ・また、情報配信機能の障害によって売買立会による売買での価格との適正な価格チェックが行えない状況となった場合、ToSTNeT取引のみ売買を停止する。 <p>2. 先物・オプション取引</p> <ul style="list-style-type: none"> ・全面ダウン又は一般気配情報が配信されない場合等、市場の価格形成を歪めるおそれがある障害が発生した場合には売買を停止する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・格形成を歪めるおそれがある。 ・一定程度以上の時価総額を有する銘柄に係る障害が市場の価格形成に与える影響は甚大であると考えられることから売買を停止する。 ・市場情報が十分に伝達されない中で投資が行われると市場の価格形成を歪めるおそれがある。 	<ul style="list-style-type: none"> ・国債証券先物取引に関する業務規程及び受託契約準則の特例第12条第1号等
<p>Ⅲ. 清算機関又は決済機関のシステムに障害が発生した場合</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・清算機関（(株)日本証券クリアリング機構）又は決済機関（(株)証券保管振替機構、日本銀行、資金決済銀行等）においてシステム障害が発生した場合の決済日等の取扱いについては、(株)日本証券クリアリング機構が定めるところによる。 ・清算機関又は決済機関におけるシステムの復旧に日数を要する場合は、すべての売買を臨時に停止することがある。 	<ul style="list-style-type: none"> ・未決済取引が累積することにより決済リスクが増加することを回避。 	<ul style="list-style-type: none"> ・業務規程第4条等
<p>Ⅳ. 当取引所各売買システム又は清算機関のシステムの処理能力を超過するおそれがある場合</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・当取引所各売買システム又は清算機関（(株)日本証券クリアリング機構）が利用するシステム（清算システム）の処理能力の9割を超過するおそれがある場合には、予め通知を行ったうえ、売買を停止する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・各システムの処理能力を超過して売買を継続することは困難。 ・arrowheadの処理能力の9割を超過するおそれがある場合には、arrowheadにおいて取 	<ul style="list-style-type: none"> ・業務規程第29条第4号等

想定されるケース	当取引所の対応	考え方	根拠規定
		<p>引が行われる有価証券の売買を停止する。</p> <ul style="list-style-type: none"> arrowhead における個別の売買取引サーバ等の処理能力の9割を超過するおそれがある場合には、原則として当該売買取引サーバ等において処理されている銘柄について、売買を停止する。 	
<p>V. 取引参加者の自社側システムに障害が発生した場合</p>	<p>1. 株券及び転換社債型新株予約権付社債（CB）等（現物商品）</p> <p>① 株券等</p> <ul style="list-style-type: none"> 売買に参加できない取引参加者の過去の売買代金シェアが概ね2割超となった場合には、arrowhead において取引が行われる有価証券の売買を停止する。 また、売買代金シェア2割超の取引参加者が売買に参加できないおそれがある場合には、売買を停止したうえで障害発生状況の確認を行った後、売買停止継続か、売買再開の決定を行うなどの対応を採ることとする。 なお、取引参加者の社内システム等に障害が発生し、取引参加者の特定部門のみが売買に参加できない状況となった場合においては、所定の様式によって売買に参加できない社内システムが接続されているシステム間接続サーバ番号（以下「サーバ番号」とする。）を当取引所に申告した場合に限り、申告されたサーバ番号別の過去の売買代金シェアの合計値を当該取引参加者の売買代金シェアとする。 <p>・ただし、ToSTNeT 取引については、注文発注の可能な取引参加者が存在する限り、取引を続行するものとする。</p>	<ul style="list-style-type: none"> 障害発生時における顧客の再委託等の実務面を考慮すると、短時間での処理は困難であり、一定程度以上の市場シェアを有する取引参加者に係る障害が市場の流動性に与える影響は甚大であると考えられることから売買を停止する。 	<ul style="list-style-type: none"> 業務規程第29条第3号等

想定されるケース	当取引所の対応	考え方	根拠規定
	<p>② 転換社債型新株予約権付社債等</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 売買に参加できない取引参加者の過去の売買高シェア等を鑑みたうえで、arrowhead において取引が行われる有価証券の売買を停止する。 ・ ただし、ToSTNeT 取引については、注文発注の可能な取引参加者が存在する限り、取引を続行するものとする。 <p>2. 先物・オプション取引</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 取引参加者のシステム障害により、先物・オプションの売買に参加できない取引参加者（端末等）の過去の売買高シェアが概ね2割超となった場合には、当取引所は当該先物・オプションの売買を停止する。 ・ また、売買高シェア2割超の取引参加者（端末等）が先物・オプションの売買に参加できないおそれがある場合には、当該先物・オプションの売買を停止したうえで障害発生状況の確認を行った後、売買停止継続か、売買再開の決定を行うなどの対応を採ることとする。 ・ ただし、有価証券オプション取引や指数オプション取引等については、売買に参加できない取引参加者の数及び当該取引参加者の過去の売買高シェア、障害の発生状況等を総合的に勘案して、当該先物・オプションの売買を停止する。 ・ なお、ToSTNeT 取引については、注文発注の可能な取引参加者が存在する限り、取引を続行するものとする。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 取引の現状を鑑み、当取引所が必要と認めた場合に売買を停止するものとする。 ・ 障害発生時における他取引参加者への委託等は制度・実務面（既存建玉の処理、口座開設の問題等）を考慮すると困難であり、一定程度以上の市場シェアを有する取引参加者に係る障害が市場の流動性に与える影響は甚大であると考えられることから売買を停止する。 ・ 取引の現状を鑑み、当取引所が必要と認めた場合に売買を停止するものとする。 ・ 普通債（SB）についても、同様の取扱いとする。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 国債証券先物取引に関する業務規程及び受託契約準則の特例第12条第1号等
<p>VI. 地震、風水害、テロ及び電力、通信網等の社会インフラ障害が発生した場合等</p>	<p>1. 全商品</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ テロ予告等で当取引所役職員が避難をすることが必要な場合等で、有価証券等の売買監理が不十分になると当取引所 		<ul style="list-style-type: none"> ・ 業務規程第29条第3号等

想定されるケース	当取引所の対応	考え方	根拠規定
	<p>が判断した場合には、当取引所は、当該有価証券等の売買を停止する。</p> <p>2. 株券及び転換社債型新株予約権付社債（CB）等（現物商品）の売買に参加できない場合</p> <p>① 株券等</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 売買に参加できない取引参加者の過去の売買代金シェアが概ね2割超となった場合には、arrowhead において取引が行われる有価証券の売買を停止する。 ・ また、売買代金シェア2割超の取引参加者が売買に参加できないおそれがある場合には、売買を停止したうえで障害発生状況の確認を行った後、売買停止継続か、売買再開の決定を行うなどの対応を採ることとする。 ・ なお、取引参加者の特定部門のみが売買に参加できない状況となった場合においては、所定の様式によって売買に参加できないシステム間接続サーバ番号（以下「サーバ番号」とする。）を当取引所に申告した場合に限り、申告されたサーバ番号別の過去の売買代金シェアの合計値を当該取引参加者の売買代金シェアとする。 ・ ただし、ToSTNeT 取引については、注文発注の可能な取引参加者が存在する限り、取引を続行するものとする。 <p>② 転換社債型新株予約権付社債等</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 売買に参加できない取引参加者の過去の売買高シェア等を鑑みたくて、arrowhead において取引が行われる有価証券の売買を停止する。 ・ ただし、ToSTNeT 取引については、注文発注の可能な取引参加者が存在する限り、取引を続行するものとする。 <p>3. 先物・オプション取引</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 先物・オプションの売買に参加できない取引参加者（端末 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 障害発生時における顧客の再委託等の実務面を考慮すると、短時間での処理は困難であり、一定程度以上の市場シェアを有する取引参加者に係る障害が市場の流動性に与える影響は甚大であると考えられることから売買を停止する。 ・ 取引の現状を鑑み、当取引所が必要と認めた場合に売買を停止するものとする。 ・ 障害発生時における他取引参 	

想定されるケース	当取引所の対応	考え方	根拠規定
	<p>等)の過去の売買高シェアが概ね2割超となった場合には、当該先物・オプションの売買を停止する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・また、売買高シェア2割超の取引参加者(端末等)が先物・オプションの売買に参加できないおそれがある場合には、当該先物・オプションの売買を停止したうえで障害発生状況の確認を行った後、売買停止継続か、売買再開の決定を行うなどの対応を採ることとする。 ・ただし、有価証券オプション取引や指数オプション取引等については、売買に参加できない取引参加者の数及び当該取引参加者の過去の売買高シェア、障害の発生状況等を総合的に勘案して、当該先物・オプションの売買を停止する。 ・なお、ToSTNeT 取引については、注文発注の可能な取引参加者が存在する限り、取引を続行するものとする。 <p>4. 清算機関又は決済機関において、清算・決済ができない場合</p> <ul style="list-style-type: none"> ・清算機関((株)日本証券クリアリング機構)又は決済機関((株)証券保管振替機構、日本銀行、資金決済銀行等)においてシステム障害が発生した場合の決済日等の取扱いについては、(株)日本証券クリアリング機構が定めるところによる。 ・清算機関又は決済機関におけるシステムの復旧等に日数を要する場合は、すべての売買を臨時に停止することがある。 	<p>加者への委託等は制度・実務面(既存建玉の処理、口座開設の問題等)を考慮すると困難であり、一定程度以上の市場シェアを有する取引参加者に係る障害が市場の流動性に与える影響は甚大であると考えられることから売買を停止する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・取引の現状を鑑み、当取引所が必要と認めた場合に売買を停止するものとする。 ・普通債(SB)についても、同様の取扱いとする。 <p>・未決済取引が累積することにより決済リスクが増加することを回避。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・業務規程第4条等
VII. 売買停止期間が長期化した場合	<ul style="list-style-type: none"> ・各商品において、売買に参加できない取引参加者の売買シェアが2割超となる状況が長期化する場合については、障 	<ul style="list-style-type: none"> ・取引機会の確保と価格形成のバランス等を配慮し、取引参 	

想定されるケース	当取引所の対応	考え方	根拠規定
	害が発生したシステムの復旧状況や売買に参加可能な取引参加者の状況等を勘案したうえで売買を再開する。	加者における対応状況等に応じた対応を行う。	
VIII. 対象指数に誤算出が生じた場合	<ul style="list-style-type: none"> ・ 株価指数連動型投資信託受益証券（ETF等）が連動する投資成果を目指す株価指数に誤算出が生じ、その影響が投資判断に重大な影響を及ぼすおそれがあると認められる場合には、当該株価指数に連動する株価指数連動型投資信託受益証券（ETF等）の売買を一旦停止し、誤算出に係る情報を周知した後に売買を再開する。 ・ 先物・オプション取引の対象指数に誤算出が生じ、その影響が投資判断に重大な影響を及ぼすおそれがあると認められる場合には、当該指数に係る先物・オプションの売買を一旦停止し、誤算出に係る情報を周知した後に売買を再開する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 対象指数における誤算出は、ETFや先物オプションの価格形成への混乱を及ぼす懸念が高いことから、当該情報を周知するために、売買を停止する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 業務規程第29条第3号等

○ 東証と取引参加者との通知・連絡体制

平時利用している一斉同報ファックス、インターネット（東証ホームページ）及び東証WAN（Target）等のうち、その時点で利用可能な状態にあるものをすべて用いることとする。又、東証と取引参加者・相場報道システムユーザとの間の連絡等は現行のものを用いることとする。

以 上

※ 当プランは、平成11年7月19日に制定された「西暦2000年対応に係るコンティンジェンシー・プラン」を改訂したものです。